

第 4 次いわき市障がい者計画における事業 実施状況について

第4次いわき市障がい者計画事業実施状況

目次	1 啓発・広報	1 ページ
	2 生活支援	4 ページ
	3 保健・医療	10 ページ
	4 生活環境	14 ページ
	5 教育・育成	17 ページ
	6 雇用・就業	20 ページ

第4次障がい者計画に係る事業実施状況

【平成28年度実施事業評価】

分野	事業の数	評価の数				
		A	B	C	D	E
1 啓発・広報	30	19	8	3		
2 生活支援	49	40	9			
3 保健・医療	36	23	11	1	1	
4 生活環境	22	12	7	3		
5 教育・育成	29	18	8	3		
6 雇用・就業	13	8	4	1		
合計	179	120	47	11	1	0
	全体に占める割合(%)	67.0	26.3	6.1	0.6	—

※評価数は再掲含む。

【参考：平成27年度実施事業評価】

分野	事業の数	評価の数				
		A	B	C	D	E
1 啓発・広報	28	18	7	3		
2 生活支援	48	39	8	1		
3 保健・医療	35	22	12		1	
4 生活環境	21	11	8	2		
5 教育・育成	28	17	8	3		
6 雇用・就業	13	8	4	1		
合計	173	115	47	10	1	0
	全体に占める割合(%)	66.5	27.7	5.2	0.6	—

※評価数は再掲含む。

事業の評価(必要性)

A 障がい者施策の推進のため、事業は特に必要である。
B 障がい者施策の推進のため、事業は概ね必要と考えられる。
C 障がい者施策の推進のため、一定の事業の必要性は認められる。
D 障がい者施策の推進のため、必要性はあまりない(なくなった)。
E 障がい者施策の推進のため、事業の必要性はない(なくなった)。

1 啓発・広報

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
1	「共に生きる社会」の理念普及	福祉情報コーナーの設置		総務課	A	市民ロビーへのパネル等の展示により、市民へのPRを図るとともに、情報誌等を供与する(総務課としては、展示場所の確保)。
2		障がい者週間記念事業		障がい福祉課	A	障害者基本法に定める「障害者週間」を記念して、障がい者が作成した絵画や手芸品等の展示、障がい者施設を紹介したパネルの展示等を行う。
3		授産製品ガイドの作成		障がい福祉課	A	市内の障がい者施設の授産製品を集めたパンフレットを作成する。
4		身体障害者補助犬制度の周知徹底		障がい福祉課	A	身体障害者補助犬(以下「補助犬」)制度の円滑な運用を図るため、施設等の管理者に対し広報に努めると共に市民への理解に対する周知・啓発を行う。 (中核市：補助犬に関する苦情・相談窓口) 【身体障害者補助犬】 盲導犬、介助犬、聴導犬
5		障がい者用駐車場の適正利用の促進		障がい福祉課	A	障がい者用駐車スペースの適正利用に係る市民への意識啓発に努める。また、障がい者用駐車スペースの適正利用のため障がい者や高齢者、妊産婦などを対象に利用証を発行する「思いやり駐車場制度」を導入した福島県とも緊密に連携し各地区保健福祉センターで申請の受付を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
6	「共に生きる社会」の理念普及	視覚障がい者に対する情報支援		障がい福祉課	B	点字プリンタの設置や音声コードの普及により、点字や音声化による情報の伝達手段を拡大し、視覚障がい者に対する情報支援の充実を図る。
7		障がい者雇用促進事業	177	商業労政課	B	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的とし、障がい者の視線に立った雇用環境を整えるなど、社会意識の高い事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会を行う。 また、障がい者法定雇用率未達成企業に対し、障がい者及び雇用制度に係るセミナーや特別支援学校、障がい者を積極的に雇用している事業所への見学会等を実施する。
8	障がい特性に配慮した一層の理解促進	「総合教育センターだより 街路樹」に特別支援教育に関する記事の掲載		総合教育センター	C	特別支援教育だより「いきいき」は、平成23年度から「総合教育センターだより 街路樹」(年10回発行)に統合。「特別支援教育から」という欄で、発達障がいなど、特別な支援を必要とする子どもたちへの留意事項等を、紙及びHPで周知。
9*		障害者差別解消法の普及		障がい福祉課	A	「障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」ことを目的に平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されたところであり、共生する社会を実現するためには、お互いを尊重し合い、一人一人が障がいへの理解を深め、配慮することの大切さについて、普及啓発を図る。
10	多様な媒体を活用した啓発・広報の推進	市政に関する情報提供の充実		ふるさと発信課	A	「広報いわき」の点字版・音声版を作成し、希望者へ配布する。また、市ホームページにおいては、音声読み上げソフトを標準採用するとともに、障がい者に配慮したウェブアクセシビリティに準拠したシステムにより市政情報を発信する。
11		障がい者の防災意識の高揚	136	危機管理課	A	○防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。 ○各地域での防災訓練をとおして、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。
12		ユニバーサルデザインに係る学習資料の配布(ユニバーサルデザインひとづくり推進事業)		市民生活課	B	①ユニバーサルデザイン「やさしい」写真コンクールの実施 ②ユニバーサルデザイン推進セミナーの開催
13		障がい福祉制度情報冊子「くらしのおてつだい」の発行		障がい福祉課	A	障がい者に関する各種制度、相談事業及び施設等の概要を記載した「くらしのおてつだい」を作成し、身体障害者手帳交付時に配布するほか、地区保健福祉センターや支所等、市民が多く利用する窓口にて配布する。
14		「いわき市の保健福祉・子育て支援」の配布		保健福祉課	B	複雑化する保健・医療・福祉制度について、最新の内容を各分野ごとに体系的にかつ分かりやすくまとめたものであり、関係施設に配布することで、障がい者に関する状況や制度について周知・広報する。
15		精神障害者保健福祉関連組織の育成	112	保健所地域保健課	A	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
16	多様な媒体を活用した啓発・広報の推進	障がい者雇用の促進	175	商業労政課	B	障害者雇用促進に関するポスターを掲示(9月)するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。
17		障がい者雇用率未達成企業の解消促進	176	商業労政課	B	「産業及び雇用動向調査」において、毎年法定雇用率の達成状況等を調査するとともに、調査結果を市ホームページで公表し、併せて障がい者雇用に関する各種助成制度の周知を図る。
18		河川洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域総括図作成事業(河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布)	135 137	河川課	C	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。
19		市議会の活動状況に関する情報提供の充実		総務議事課	A	「いわき市議会だより ほうれんそう」の点字版・音声版を作成し、市議会活動状況を理解してもらうとともに、視覚障がい者の社会参加と日常生活の促進を図る。
20		図書館サービスの充実	79 163	いわき総合図書館	B	障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。
21	障がいを理解するための福祉教育の推進	「いわき・ふれあい・ふくし塾」の開催		保健福祉課	B	福祉に関する様々な分野の講座を6回に分けて開催するほか、任意参加の課外活動として、福祉施設などでのボランティア体験を通じて、福祉のまちづくりのために、様々な角度から福祉について理解を深め、福祉の担い手を育成する。
22		学習資料「みんなで考えよう障がい者の福祉」の配布		障がい福祉課	A	小学校4年生を対象とした障がい者福祉に関する学習資料の作成及び配布を行う。
23		出前講座の実施	160	障がい福祉課	A	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キット・車いす・アイマスクを利用した体験学習等を実施する。
24		奉仕員養成講習会の開催	76	障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会
25		精神保健福祉思想の普及啓発事業		保健所地域保健課	A	講座等の開催や健康教育、広報資料等の活用を通し精神保健福祉思想の普及啓発を図る。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
26	障がい理解するための福祉教育の推進	福祉教育の推進	153	学校教育課	A	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。
27		障がい児が制作した作品展のPR		学校教育課	A	市内展示施設において障がい児の絵画や造形物の作品展を開催し、障がい児に対する市民の理解を促進する。
28	ボランティア活動の推進	ボランティア保険制度等の補償制度のPR		地域振興課	C	市が掛け金を負担し、ボランティア活動中の事故等に対して補償する保険に加入することで、市民によるボランティア活動を側面から支援する。
29		わいわい塾の開催	74 161	障がい福祉課	A	障がい者が地域住民と共に楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。 【具体的な事業内容】 毎年7月～3月まで毎月1回開催 障がい者・ボランティアにより構成された班編成で、クラフト・音楽会・いちご狩り等を行う。
30 *		障がい者スポーツの推進	73	障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける 【具体的な事業内容】 年間を通して毎週1回開催 障がい者スポーツ指導員の助言のもと障がい者とボランティアで各種スポーツを実施

2 生活支援

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定
31	当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備	自立相談支援事業		保健福祉課	A	生活困窮者(生活保護を除く経済的に困窮している方)からの相談を受け、相談・就労支援員が、 ① 課題を評価分析(アセスメント)し、ニーズを把握。 ② ニーズに応じた自立支援計画(プラン)を策定 ③ 計画に基づき、支援を行う各種関係機関との連絡調整を実施 以上の取り組みにより、生活困窮者の自立を促進し、第2のセーフティネットの充実・強化を図るもの。
32		権利擁護支援事業(権利擁護・成年後見センター)		保健福祉課	A	認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が低下した方や、虐待等権利侵害を受けた方への権利擁護を推進するため、市権利擁護・成年後見センターが専門的な支援を行うと共に、関係機関等による支援体制の構築を図るもの。 ※センター設置に伴い、権利擁護に関する附属機関(障がい者虐待防止ネットワーク協議会含む)を統合、権利擁護支援に関する附属機関を設置している。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
33	当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備	相談支援体制の充実・強化		障がい福祉課	A	地域自立支援協議会を活用したライフステージ別の相談支援体制の充実と保健、福祉、教育労働などの関係機関との連携強化の下、利用者本位の生活支援を図る。 【障害者相談支援事業】福祉サービス利用援助、社会資源活用の支援、社会生活の質向上支援、権利擁護に必要な援助、専門機関との連携。(指定特定相談支援事業者等の指定を受けている社会福祉法人等へ委託により実施) 【障害者特別サポート事業】困難ケース等への対応、相談支援事業者等に対する専門的な指導、助言等。 【地域自立支援協議会】相談支援事業の適切な運営
34		小規模作業所の運営費補助		障がい福祉課	B	就労困難な在宅心身障がい者等に対し、社会的自立を促すための授産活動や集団生活への適応力の向上を図るための生活訓練を行っている小規模作業所を運営する団体等への運営費を補助する。 【補助内容】 1日あたりの利用人員の区分に応じた基本額+各区分に設定された加算額
35		障がい者虐待防止センター機能の強化		障がい福祉課	A	障がい者虐待に関する相談窓口及び虐待に対する援助等を担う「市障がい者虐待防止センター」機能の強化と関係機関との連携体制の整備を図ることにより、障がい者の権利利益の擁護に資する。
36		障がい児(者)地域療育等支援事業	80 138	障がい福祉課	A	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業…家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業…施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業…養護学校や保育所等の職員に対しての技術指導 (障害児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)
37		児童発達支援センターの整備		障がい福祉課	A	施設の有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族への相談、他の障害児通所支援事業所への援助・助言を行う地域の中核的な療育支援施設の整備を図る。 児童発達支援センター…児童福祉法に規定する障害児通所支援(法定給付事業)
38		相談支援の充実(計画相談支援、障害児相談支援)		障がい福祉課	A	障害福祉サービス等の利用を希望する場合、障がい者や障がい児の保護者に対し総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、サービス等利用計画の作成が必要となるが、その相談支援の充実を図るため指定特定相談支援事業所の設置や相談支援専門員の育成等の働きかけを図る。
39		訪問入浴サービス事業		障がい福祉課	A	重度の身体障がい者等の在宅生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供する。
40		日中一時支援事業		障がい福祉課	A	障がい者(児)の日中における活動の場を確保し、見守り等の支援を行う。0
41		移動支援事業の充実		障がい福祉課	A	屋外での移動が困難な障がい者等に対し外出のための支援を行う。0

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
42	当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備	発達障がい者支援事業		障がい福祉課	A	・保健、福祉、教育など関係機関等の連携による支援体制の構築を図るとともに、効果的な支援を可能とする組織体制を整備する。 ・福島県発達障がい者支援センターをはじめ各関係機関がそれぞれの役割を明確にし、早期発見、早期支援、療育、教育、就業支援などの各施策を推進する。
43		サポートブック促進事業		障がい福祉課	A	障がい児と家族に対し、保健、福祉、医療、教育等の各関係機関が連携を図り、各ライフステージを通じた支援のつながり、一貫性、継続性の構築を図るため、そのツールとして「サポートブック」の充実を図る。
44		特別障害者手当等の支給		障がい福祉課	A	日常生活において特別の介護を必要とする状態にある最重度の障がい者(児)に対し、経済的負担を軽減するため手当を支給する。 【支給内容】 特別障害者手当月額26,830円、障害児福祉手当14,600円、経過的福祉手当14,600円の支給。
45		人工透析患者通院交通費助成事業		障がい福祉課	A	腎臓機能に障がいのある方が、人工透析のための通院に要する交通費に対し、1ヵ月の通院交通費の総額から4,000円を差し引いた額について、月25,000円を限度に助成する。
46		心身障害者扶養共済制度掛金助成事業		障がい福祉課	A	福島県心身障害者扶養共済制度加入者のうち、低所得世帯に属するものに対し、掛金相当額を助成する。 【掛金助成割合】 ○市民税非課税世帯に属する者： 一口目100%助成 二口目50%助成 ○市民税所得割非課税世帯に属する者： 一口目50%助成 二口目助成なし
47		重度心身障害者福祉金、重度心身障害児福祉金		障がい福祉課	A	①重度心身障害者福祉金 在宅の20歳以上で、身体障害者手帳1級を所持し、日常生活に介護を要する者、または療育手帳Aを所持している者に対し、年額48,000円を支給 ②重度心身障害児福祉金 在宅の3歳以上20歳未満で、心身の障がいのために常に介護を必要とする児童、または、身体障害者手帳2級以上か療育手帳Aを所持している児童を養育している者に対し、年額48,000円を支給
48		在宅重度障害者医療器材等給付事業		障がい福祉課	A	在宅の重度身体障がい者に対して治療・予防のため日常生活に必要な医療器材等を給付する。 ・治療材料：消毒液、脱脂綿等（月額3,000円まで） ・衛生材料：ストマ用装具等（月額4,000円まで）
49		福祉機器の展示		障がい福祉課	A	総合保健福祉センター、いわきサン・アビリティーズ等において福祉用具の展示を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
50	当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備	重度身体障害者福祉電話料の助成		障がい福祉課	B	電話を保有しない低所得世帯に属する重度身体障がい者に対し電話等を貸与し、基本料金及び通話料の一部を助成する。
51		自動車改造・操作訓練費補助		障がい福祉課	A	【改造】重度の身体障がい者のうち、上肢、下肢又は体幹機能に障がいのある方が、仕事などのために自動車を取得し、その自動車を改造した場合、改造に要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。 【操作訓練】身体障がい者のうち下肢機能、体幹機能又は聴覚機能に障がいのある方が自動車運転免許を取得した場合、その取得のために要した経費の一部について100,000円を上限として補助する。
52		重度心身障害者交通費助成事業		障がい福祉課	A	在宅の低所得者の重度障がい者が外出する際の交通費として年額12,000円の交通費を支給する。
53		緊急通報システムの導入促進	133	長寿介護課	B	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時の連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。
54		寝具乾燥消毒サービス事業		長寿介護課	B	在宅の高齢者及び身体障がい者などで寝具類の衛生管理が困難な方に対し、寝具類の丸洗い乾燥消毒を実施する。
55		介護保険サービスの充実		長寿介護課	B	介護保険対象となる高齢の障がい者に対し、十分な福祉サービスが提供されるよう情報提供体制等の整備を図る。
56		福島県特定医療費支給認定事業	107	保健所地域保健課	A	難病法で定める306の指定難病について、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分(保険診療分)の全部又は一部を公費負担することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。
57		特定疾患患者支援	108	保健所地域保健課	A	地域の医療機関・福祉関係機関等との連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療育支援体制の整備を図ることで、難病患者等の不安の軽減を図る。
58		重度心身障害者医療費給付事業		保健福祉課	A	重度心身障害者を対象として健康保険法等に定める一部負担金(保険診療分の入院費・外来費)を給付する。 ※給付対象となる障がいの区分 ア 身体障害者手帳1・2級、又は内部障がいによる身体障害者手帳3級所持者。 イ 療育手帳A所持者。 ウ 療育手帳Bと身体障害者手帳の両方の所持者。 エ 精神障害者保健福祉手帳1級所持者。 オ 精神障害者保健福祉手帳2級、3級所持者で、併せて身体障害者手帳又は療育手帳所持者。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
59	当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備	小児慢性特定疾病医療費事業	109	こども家庭課	A	小児慢性特定疾患の認定児に対して治療研究を推進し、医療の確立と普及を図るとともに患者家庭の経済的負担を軽減するため、一部公費負担を行う。
60	障がい者マネジメント体制の確立	地域自立支援協議会「地域生活支援部会」の充実		障がい福祉課	A	○障がい者の地域生活に係る現状や課題の把握及び整理 ○障がい者の地域生活に係る課題解決に向けてのきめ細やかな検討 ○その他、障がい者の地域生活に関することの検討 【構成メンバー】 ①市委託相談支援事業所 ②障害者特別サポート事業者 ③県相談支援アドバイザー ④いわき市障がい福祉課
61	障がい福祉サービス等の充実	障がい福祉サービス等の整備促進		障がい福祉課	A	障がい者一人ひとりのライフステージに応じた適切なサービスを提供するため、総合的な支援体制の確立やサービス基盤の量的・質的な充実を計画的に推進する。
62		補装具給付事業		障がい福祉課	A	身体障がい者(児)の身体機能を補完又は代替する補装具の購入及び修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額(原則1割)を控除した額を支給する。
63		日常生活用具給付事業		障がい福祉課	A	在宅の障がい者(児)の日常生活を容易にするため、特殊寝台、便器等の日常生活用具を給付するもの。
64*		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	140	障がい福祉課	A	身体障害者福祉法に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。 ○助成額 購入費の3分の2(県1/3・市1/3・自己負担1/3) 修理費の2分の1(市1/2・自己負担1/2)
65		小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業		こども家庭課	A	他の施策の対象とならない小児慢性特定疾患児に対し、日常生活用具を給付する。
66	地域移行の推進	地域活動支援センター事業の実施		障がい福祉課	A	障がい者等を通わせ、地域の实情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図る。 ○基礎的事業(創作活動、生産活動の機会の提供等)に加え、機能強化事業が実施でき、設備・人員等の基準を満たす法人に委託して実施する。 【機能強化事業】 Ⅰ型・・・医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図る普及啓発事業等 Ⅱ型・・・機能訓練、社会適応訓練、入浴等サービス Ⅲ型・・・障がい者の援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運営が図られている事業

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
67	地域移行の推進	配食サービス事業		障がい福祉課	A	重度の身体障がいにより食事の調理が困難な方に対し、栄養のバランスに考慮した食事を訪問により提供する。
68		グループホーム利用者に対する支援策		障がい福祉課	B	グループホーム入居者の経済的負担を軽減し、地域生活移行を推進するため、家賃の一部を助成する。 【補助内容】 1ヶ月分の家賃額(ただし、家賃が1万円を超える場合には1万円)
69		精神障がい者の地域移行・地域定着支援事業		保健所地域保健課	A	精神障がい者が住み慣れた地域を拠点とし、本人の意向に即して、本人が充実した生活を送ることができるよう、関係機関の連携の下で、医療、福祉等の支援を行うという観点から、統合失調症を始めとする入院患者の減少及び地域生活への移行に向けた支援並びに地域生活を継続するための支援を推進する。
70		口腔・栄養ケア推進事業		保健所地域保健課	B	・在宅で療養している障がい者や難病疾患等を対象に、歯科衛生士、栄養士による訪問口腔・訪問栄養指導を行う。 ・市民を対象に、口腔機能及び栄養状態の維持向上を図るため、健康教育等普及啓発を行う。
71		放課後児童クラブの充実		こども支援課	A	放課後、特別支援学級から帰宅する児童・生徒を保育する。
72		地域自立支援協議会「地域移行支援部会」の充実		障がい福祉課	A	○地域移行促進に向けた検討 ○保証人制度の検討 など 【構成メンバー】 ①市委託相談支援事業所 ②障害者特別サポート事業者 ③県相談支援アドバイザー ④いわき市障がい福祉課 ほか
73	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	障がい者スポーツの推進	30	障がい福祉課	A	スポーツに関心のある障がい者が定期的にスポーツを行える環境を整え、ボランティアとの交流を深めることでスポーツを通してのネットワークを広げる場を設ける 【具体的な事業内容】 年間を通して毎週1回開催 障がい者スポーツ指導員の助言のもと障がい者とボランティアで各種スポーツを実施
74		わいわい塾の開催	29 161	障がい福祉課	A	障がい者が地域住民と共に楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。 【具体的な事業内容】 毎年7月～3月まで毎月1回開催 障がい者・ボランティアにより構成された班編成で、クラフト・音楽会・いちご狩り等を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
75	障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興	障がい者サークル活動の育成	162	生涯学習課	B	(障がい者サークル活動の育成) 障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。
76	コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実	奉仕員養成講習会の開催	24	障がい福祉課	A	【講習会一覧】 ①手話講習会 ②要約筆記者養成講習会 ③点訳者養成講習会 ④音訳奉仕者養成講習会
77		手話通訳者等の派遣の促進		障がい福祉課	A	地域における聴覚障がい者のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣等を行う意志疎通支援事業の適正な運用を促進する。
78		点字指導員の派遣事業		障がい福祉課	A	点字学習を希望する中途失明者に対して点字指導員を派遣する。
79		図書館サービスの充実	20 163	いわき総合図書館	B	障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。

3 保健・医療

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定
80	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	障がい児(者)地域療育等支援事業	36 138	障がい福祉課	A	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業…家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業…施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業…養護学校や保育所等の職員に対する技術指導 (障害児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)
81		地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実	139	障がい福祉課	A	・保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がい者やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。 ・関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実を図る。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
82	障がいの早期発見・ 早期療育体制の一層 の充実	高齢者等に対する介護予防事業		地域包括ケア推進課	B	①いわき市シルバーリハビリ体操指導士の養成や実践組織、既存事業等への指導士派遣 ②認知症サポーターの養成 ③介護予防(運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上・認知症・権利擁護等)に関する各種講演会の開催やパンフレット等の配布。
83		健康増進法に基づく保健事業		保健所地域保健課	B	ア 健康診査や医療の記録のために健康手帳を交付する イ 健康に関する知識の普及のために健康教育を実施する ウ 心身の健康に関する健康相談を実施する エ 生活習慣病予防のための健康診査及び各種がん検診等を実施する オ 訪問指導事業を実施する
84		乳幼児訪問指導事業		こども家庭課	B	①いわきっ子健やか訪問事業:保健師・助産師が家庭訪問を行い、妊娠・産後の経過に応じた保健指導を実施するとともに育児が円滑に行えるよう、産後うつや子どもの虐待防止も視野に入れた保健指導を実施する。 ②未熟児訪問指導:医療機関との連携を図りながら、家庭訪問により、未熟児の養育上の相談や援助により育児不安の軽減を図る。 ③乳幼児健診等の結果、訪問による支援が必要となった者を対象に、家庭訪問により育児支援を行う。
85		乳幼児健康診査事業		こども家庭課	A	市内4会場にて、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児健康診査を実施する。
86		先天性代謝異常等検査事業		こども家庭課	A	新生児に対し、先天性代謝異常及び内分泌疾患の早期発見のために採血検査を行い、その結果陽性者等が出た場合、精密検査の勧奨及び保健指導を行う。
87		妊産婦家庭訪問事業		こども家庭課	B	①医療機関等からの連絡、親子健康手帳交付や保健事業等で把握したハイリスク妊婦に対し、家庭訪問により支援する。 ②いわきっ子健やか訪問事業等を通し、安心して子育てができるよう支援する。訪問時に質問票を用い、産後うつ等のスクリーニングを実施し、支援が必要な場合は適切なサービス提供へつなぐ。
88		親子健康手帳交付事業		こども家庭課	B	親子健康手帳交付時を利用して、ハイリスク妊婦の把握や妊娠中の健康管理等の指導を行う。
89		母子健康相談事業		こども家庭課	B	総合保健福祉センター、市民会館、公民館等を会場に、個々の乳幼児の状況に応じ、成長発達を確認するとともに、育児に関する個別相談(保健師、栄養士、歯科衛生士、心理士)に応じる。 また、健診の事後フォローの必要な児に対する経過観察の場として、ケースに応じた相談や育児指導を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
90	障がいの早期発見・ 早期療育体制の一層 の充実	妊産婦乳幼児健康教育事業		こども家庭課	B	プレママプレパパクラス、離乳食教室、育児不安対策等の健康教育を開催し、育児情報を提供する。
91		未熟児養育医療給付事業		こども家庭課	B	指定養育医療機関での入院養育に係る医療費について、一部公費負担する。
92		いのちを育む教育推進事業(旧思春期保健対策事業)		こども家庭課	D	①いのちを育む教育推進協議会の開催 ②おやこ性教育の実施 ③性・生教育セミナーの開催 ④思春期保健関係職員研修の開催 ⑤思春期保健教材の貸し出し等
93		発達障害児ペアレントトレーニング事業		子育てサポートセンター	A	行動療法の考え方にに基づき、保護者が子どもへの対応技術を学ぶ。1グループ5～8人、全10回+フォローアップセッション2回 ① 講義(子どもの特性と対応方法についての具体的な助言) ② ワーク(ロールプレイ等) ③ 保護者間での意見交換 ④ 関係機関との連携に関する助言
94		発音とことばの相談会		子育てサポートセンター	A	・構音検査、発達検査を実施し、発達の確認と今後の関わりについて助言。 ・必要な児については、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携。
95		発達支援おやこ教室		子育てサポートセンター	A	・児の発達を促すため、小集団での遊びや活動を行う。 ・保護者に対し、児の発達の理解や関わり方の助言を行う。 ・保護者同士の交流を図る。 ・関係機関と連携を図り、児の適切な処遇を検討する。
96		園児のためのこども療育相談会(旧巡回療育相談事業)	144	子育てサポートセンター	A	保健・医療・教育等の専門相談員により、発達、発育が気になる児の療育相談、就学相談等を行う。
97		発達支援あそびの広場		子育てサポートセンター	A	交流スペースの開放により保護者同士が交流し、情報交換や日頃の不安等を話し合う場の提供、及び育児相談を行う。
98		訪問指導事業		子育てサポートセンター	A	保健師、心理判定員、保育士等が家庭、就園先、医療機関等を訪問をし、個々に応じた生活支援、発達支援等を行う。
99	乳幼児発達医療相談会		子育てサポートセンター	A	心身の発育・発達に問題があり、将来、運動・精神発達面等において、障がいをきたす恐れのある児を対象に、児童精神科医・小児科医・理学療法士・心理判定員等による専門相談を行い、発達の確認や今後の関わり方について支援し、健全な発達を促す。必要なケースについては、医療・訓練・療育・教育等の専門機関との連携を図る。	

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
100*	障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実	入学支援システム運用事業		子育てサポートセンター	A	就学前後の一貫した支援のため、療育・相談等の情報を切れ目なく就学先に伝達する「いわきっ子入学支援シート」「いわきっ子入学支援会議」、支援情報を受け取る側への支援「子どもの理解と対応を促進するためのサポートプログラム」について関係機関と連携しながらとりくむ。また関係機関と本システムの課題にとりくみシステムの運用が充実したものになるよう運用会議を適時開催する。
101	障がいの原因となる疾病等の予防	周産期医療体制の充実		こども家庭課	A	ハイリスク妊婦・新生児に対し関係機関との連携を図り、訪問等での保健指導を実施する。
102		妊婦健康診査事業費		こども家庭課	A	親子健康手帳交付時に、全妊産婦に15回の公費負担受診票(母と子の健康のしおり)を発行する。
103		妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)等療護援護事業		こども家庭課	C	妊娠中毒症等に罹患している妊産婦が必要な医療を受けるため入院した場合、その療養に要する費用の一部を支給する。 対象者:①妊娠中毒症で7日以上入院し治療を受けた妊産婦 ②前年分の所得税課税額が15,001円以下の者。
104		育成医療給付事業		こども家庭課	A	身体に障がいのある児童に対し、当該障がい除去又は軽減するために必要な医療を給付する。
105	リハビリテーションと医療の充実	自立支援医療給付事業(更生医療)		障がい福祉課	A	・障がい者に対し、更生医療を給付する。 【給付内容】 指定医療機関において原則1割の自己負担で医療の提供を受けることができる。
106		障がい者歯科診療事業		保健所総務課	A	市総合保健福祉センター内の「いわき市休日救急歯科診療所」において毎月第1・第3水曜日及び毎週木曜日に一般の歯科診療所では通院治療が困難な障がい者を対象に歯科診療を行う。 事業実施主体:いわき市歯科医師会
107		福島県特定医療費支給認定事業	56	保健所地域保健課	A	難病法で定める306の指定難病について、原因の究明や治療方法の確立に向けた研究を行うとともに、医療費の自己負担分(保険診療分)の全部又は一部を公費負担することで、対象患者の経済的な負担の軽減を図る。
108		特定疾患患者支援	57	保健所地域保健課	A	地域の医療機関・福祉関係機関等との連携の下に、ケアカンファレンス・医療相談会・研修会の開催、保健師等による家庭訪問など療育支援体制の整備を図ることで、難病患者等々の不安の軽減を図る。
109		小児慢性特定疾病医療費事業	59	こども家庭課	A	小児慢性特定疾患の認定児に対して治療研究を推進し、医療の確立と普及を図るとともに患者家庭の経済的負担を軽減するため、一部公費負担を行う。
110		療育相談指導事業		子育てサポートセンター	B	申請窓口(こども家庭課母子保健係)や地区センター等からの情報提供及び訪問指導等で対象児を把握し、講師による講話及び交流会を実施する。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
111	精神保健福祉の推進	リハビリテーション供給体制の充実		保健所地域保健課	B	グループ活動を通し、生活技能の向上・対人関係の改善・生活リズムの確立を図り、社会参加への適応を促していく。
112		精神障害者保健福祉関連組織の育成	15	保健所地域保健課	A	当事者会・家族会・ボランティア等に対し、研修会の開催及び組織運営等に関する側面的支援を行う。
113		精神保健福祉相談事業及び訪問指導事業		保健所地域保健課	A	・様々な背景から心の問題に悩みをもつ方及び家族に対し、精神科医師・心理士による予約制の定期相談会を市内3ヶ所で開催するほか、随時来所や電話等での相談を実施。 ・家庭への訪問指導を通し、当事者支援のみならず、家族全員の健康の保持増進を支援する。
114		精神保健従事者研修の充実		保健所地域保健課	A	精神障がい者の退院促進や地域定着に向けた取り組みを推進していくにあたり、精神保健に従事する職員等の更なる資質の向上のため、精神障がい者の理解と対応について研修会を開催する。
115	障がい特性に応じた地域保健事業の充実	療育支援地域連絡会議の開催		子育てサポートセンター	B	特別な配慮を必要とする乳幼児を持つ保護者・家族に対し、ニーズに合わせたサービスを提供できるよう、保健・医療・福祉・教育等関係機関の専門性や機能を生かした綿密な連携により、早期からの一貫した療育支援の体制を構築する。

4 生活環境

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定
116	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	庁舎等の公共施設の整備		総務課	A	オストメイトに対応したトイレをはじめ、障がい者用駐車場、手すり、カウンター等の整備など障がい者のニーズを踏まえた整備に努める。
117		「いわき市福祉のまちづくり整備指針」の推進		保健福祉課	B	・まちの現状や市民の要望を的確に把握。 ・その設置、管理する施設が整備指針に適合するよう整備改善に努める。 ・民間施設が整備指針に沿って整備促進されるよう、関係機関、団体、業界等に対し周知を図る。 ・学校等における福祉教育の推進、市民を対象とした福祉講座の開催、ボランティア活動の充実等による地域福祉の推進に努める。
118		聴覚障害者緊急連絡事業		障がい福祉課	A	障がい福祉課、地区保健福祉センターに緊急通報用のFAXを設置する。 ※平成24年度まで当課が消防本部に設置していたFAXについては、消防本部が設置する「ファックス119番」に緊急時の連絡が寄せられており、連絡先の確保が十分に担保されていることから、撤去に至っている。
119		住宅改修相談事業		障がい福祉課	A	障がいを持つ方が現に居住し、又は居住しようとする住宅の改良又は新築の際に、障がいに適した住宅の改善等について、市から委嘱された保健医療機関職種及び建築関係職種の者で構成されるリフォームヘルパーが適切な助言指導を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
120	住宅、建築物等のバリアフリー化の推進	住宅設備改善費補助		障がい福祉課	A	心身に障害を有する者が現に居住し、又は居住しようとする住宅の改良について必要な給付を行う。 給付の対象工事:あらかじめ市のリフォームヘルパーからアドバイスを受け、給付の対象と認められた主に次のような箇所→対象者の専用居室・浴室・洗面所・便所・廊下・階段・台所など 助成額:100万円を限度とし、世帯の生計中心者の市民税の課税状況に応じ助成
121		住宅改修相談支援等事業		長寿介護課	B	高齢者等の在宅生活を支援するため、保健・医療・福祉及び建築分野の専門家が連携し、チームとして住宅改造に関する相談を受ける。
122		高齢者等住宅リフォーム給付事業		長寿介護課	B	リフォームヘルパーによる現地調査のうえ、住宅の改良工事が必要と認められる場合に、住宅改造費用の給付を行うもの。
123		公園等の整備		観光事業課	B	平成4年度から、観光客の利便性の向上と本市の観光地イメージのアップを図ることを目的に、公衆トイレの水洗化を促進する「さわやか公衆トイレ事業」を実施している。現在、公衆トイレの建設の際には、障がいの有無、年齢、性別等に係らず、多様な人々が利用することができる多目的トイレを設置している。
124		道路の安全対策		道路管理課	C	歩車道分離を図り、交通事故を防止し、障がい者にとっても安全かつ快適な状態で通行できるよう道路環境の整備を図る。
125		福祉的住宅の拡大		住宅営繕課	A	市営住宅の低層階を障がい者にも生活しやすいように整備するとともに、重度の障がい者も地域の中で生活してゆくための福祉的住宅の拡大に努める。
126		公営住宅の供給の充実		住宅営繕課	A	公営住宅の建設にあたっては、障がい者向け住宅の確保を図る。また、既存の公営住宅については、障がい者にとって住みやすく改善できるよう配慮する。
127		公園等の整備		公園緑地課	B	都市公園における、階段のスロープ化や手すりの設置、多目的トイレの整備等
128	地域における暮らしの場の確保	グループホーム等の整備拡充		障がい福祉課	A	社会福祉法人や病院と連携し、グループホーム・ケアホームの整備を働きかけ、必要な支援を行う。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
129	災害発生時における安全体制の確保	避難行動要支援者避難支援事業の充実		危機管理課	A	○避難行動要支援者の効果的な避難支援を行うため、地域の自主防災組織及び消防団等に要援護者リストを提供し、地域全体で要援護者を支援する仕組みを構築する。 ○安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。
130		自主防災組織との連携強化		危機管理課	A	○避難行動要支援者避難支援事業の避難誘導及び通報体制の整備に努める。 ○安否確認の体制や避難所の運営、個別ニーズへの対応などの検討を進める。
131	災害発生時における安全体制の確保	防災行政無線整備事業(防災ラジオ整備)		危機管理課	A	東日本大震災を踏まえ、津波災害危険区域に居住する要支援者や土砂災害警戒区域に対し、迅速かつ効果的に避難指示や注意喚起を行うため、防災ラジオを設置し、情報伝達体制の一層の強化を図るもの。
132		避難行動要支援者避難支援事業		保健福祉課	A	災害対策基本法及び避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針に基づき、災害時等における要支援者の避難支援等を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成し、要支援者から同意を得て避難支援等関係者と情報の共有を図り、災害時の避難支援に備えるもの。(旧災害時要支援者支援事業)
133		緊急通報システムの導入促進	53	長寿介護課	B	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯、在宅重度障がい者に対して、緊急通報装置を貸与することにより、急病などの緊急時の連絡手段を確保し、迅速かつ適切な対応を図ることによって、不安感や孤独感の解消を図る。
134		救急医療情報キット配布事業		長寿介護課	B	重度障がい者、要介護状態の高齢者等の災害時要援護者を対象に、かかりつけ医や持病、服薬の状況、緊急連絡先など、緊急時に必要な情報を保管するための「救急医療情報キット」を配布し、情報をキットに封入し冷蔵庫に保管することで、救急隊が迅速に本人の医療情報等を取得できるようにする。
135		河川洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域総括図作成事業(河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布)	18 137	河川課	C	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。
136	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	障がい者の防災意識の高揚	11	危機管理課	A	○防災全般に関するパンフレットを作成し、意識の高揚を図るとともに避難場所に関する情報を提供し、緊急時にも慌てず避難できる体制を確立する。 ○各地域での防災訓練をとおして、障がい者の防災意識の向上と、地域住民の理解促進を図り、協力体制を確立する。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
137*	地域における日ごろの防災、防犯体制の推進	河川洪水ハザードマップ及び土砂災害警戒区域総括図作成事業(河川洪水予想に関するパンフレットの作成配布)	18 135	河川課	C	○河川洪水ハザードマップの作成 河川の氾濫等の水害時における被害の軽減を図ることを目的として、浸水情報・避難情報等の緊急時に必要な情報をわかりやすく図面に表示したもので、県が解析し指定する「浸水想定区域」を基に、水防法第15条第3項に基づき市町村が作成するもの。 ○土砂災害警戒区域総括図の更新 土砂災害が発生する恐れのある土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を図示し、水防時に各地区水防部において市民の生命及び身体を保護する避難活動が円滑にできるように総括図を作成し、指定の追加・解除・変更等がされたときはこれを加除修正するもの。

5 教育・育成

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定	
138	一貫した療育支援体制の充実	障がい児(者)地域療育等支援事業	36 80	障がい福祉課	A	障がい児施設を有する機能を活用して、巡回相談、訪問健康診断等により療育機能の充実を図る。 ①訪問療育等指導事業…家庭訪問、又は地域を巡回して相談及び指導 ②外来療育等指導事業…施設来所者からの相談及び指導 ③施設等指導事業…養護学校や保育所等の職員に対する技術指導 (障害児(者)の社会福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託により実施)	
139		地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実	81	障がい福祉課	A	保健、福祉、医療、教育等の関係機関と連携し相談体制の充実を図るとともに、障がい者やその家族に適切な情報と専門機関の紹介を行い、必要な療育や支援を受けられる体制の充実を図る。 ・関係機関等の緊密な連携に基づく特別支援教育の推進を図るため、地域自立支援協議会「児童・療育支援部会」の充実を図る。	
140*		軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	64	障がい福祉課	A	身体障害者福祉法に基づく聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児に対して、補聴器の購入及び修理に要する費用の一部を助成する。 ○助成額 購入費の3分の2(県1/3・市1/3・自己負担1/3) 修理費の2分の1(市1/2・自己負担1/2)	
141		幼稚園や保育所における障がい児の受入体制の整備			こどもみらい課	A	老朽化した施設や設備の維持補修をはじめ、出入口等のスロープ化や段差解消、トイレの様式化等を実施する。
142		保育士や幼稚園教諭の一層の充実			こども支援課	B	適切な保育指導を行うため、担当職員の配置等の充実を図る。 「いわき市立保育所における保育士配置基準」に基づき、障がい児保育に従事する保育士の加配を実施する。
143		発達学習会			子育てサポートセンター	A	児の発達、発育に不安を抱える保護者や、療育機関、障がい児保育を実施する関係機関等の従事者を対象に、講演会を実施する。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
144	一貫した療育支援体制の充実	園児のためのこども療育相談会(旧巡回療育相談事業)	96	子育てサポートセンター	A	保健・医療・教育等の専門相談員により、発達、発育が気になる児の療育相談、就学相談等を行う。
145		障害児保育判定事業		子育てサポートセンター	A	・発達検査、障がい児保育に関する指導助言 ・障がい児の保護者に対する保育相談
146	障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成	障がい児保育事業の充実		こども支援課	B	障がい児保育に従事する職員等を対象として、適切な保育指導を行うための研修を充実し、当該職員等の資質の向上を図る。
147	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	「保育所児童保育要録」の作成		こども支援課	B	保育所児童の就学に際し、保育所において子どもの育ちを支えるための資料「保育所児童保育要録」を作成し、その写しを小学校へ提出することにより、小学校との連携を図る。 ○記入内容 ・児童の氏名・生年月日・保育所(園)名・保育所(園)所在地・保育期間・就学先 ・子どもの育ちに関わる事項(養護に関わる事項を含む) ・子どもの健康状態等 ・教育(発達援助)に関わる事項
148		保育士や幼稚園教諭の一層の充実		こども支援課	A	適切な保育・指導を行うための担当職員の配置等の充実を図る。
149		教職員の一層の充実		学校教育課	A	適切な学習指導を行うための教職員の配置等の充実を図る。
150		教育支援審議会・校内委員会の充実		学校教育課	A	障がいのある児童・生徒に必要な支援について、教育長の諮問機関として児童・生徒に対する協議・判断を行う。
151		一人ひとりの教育的ニーズに対応した教育支援体制の確立		学校教育課	A	小中学校の多人数在籍の特別支援学級、発達障がいのある児童生徒が在籍している通常学級に支援員を配置し、担任を補助しながら、障がいのある児童生徒への支援を行い、他の児童生徒の円滑な学習活動を支援する。また、通常の学級に在籍している肢体不自由児童・生徒を支援するため、支援員(介助員)を配置し、教室移動時の階段昇降補助や着替え、食事等の補助をはじめとした身体的介助を行う。
152		「個別の教育支援計画」の作成・活用の推進		学校教育課	A	教育、福祉、医療、保健、労働関係機関が緊密な連携のもと、障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を一貫して行うため、幼稚園、学校等において、「個別の教育支援計画」を活用した指導の充実に努める。
153		福祉教育の推進	26	学校教育課	A	市内小中学校における総合的な学習の時間に、福祉に関する学習内容を取り上げる。また、地域との連携を図り、特別支援学校、介護施設、地域の高齢者との交流などを年間の指導計画に位置づける。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
154	「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進	子ども健康教育相談		総合教育センター	C	発達障がいなど、特別な支援を要する子ども(幼児を含む)とその親を対象として、専門相談員、医師及び臨床心理士が相談に応じ、早期対応を図る。
155		教職員研修の充実		総合教育センター	C	市内小・中学校教職員を対象に、特別支援教育についての理解を深めるための研修や適切な学習指導を行うための指導法に関する研修を一層充実し、職員の資質向上を図る。
156	社会的及び職業的自立の促進	地域自立支援協議会「就労支援部会の充実」	168	障がい福祉課	A	・関係機関等の緊密な連携に基づく学校卒業後の就労支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実を図る。 ・地域自立支援協議会「就労支援部会」による関係機関等の緊密な連携のもと、障がい者個々のニーズや適正に応じた一貫した就労支援を行う。
157	社会的及び職業的自立の促進	身体障害者奨学資金支給事業		障がい福祉課	A	身体障がい者に対し奨学資金を支給することにより、その修学を助成し、自立更生の助長を図る。 ○対象者: 身体障害者手帳を所持し、高等学校に在学する者で、かつ、保護者が市内に住所を有する者 ○支給額: 月額8,700円(年度の途中で要件に該当した場合は月割) ○所得制限: 本人及び配偶者、扶養義務者の所得について制限を設けている。 ○特定財源: 大谷身体障害者奨学資金基金利子(元本3,000千円の運用益)
158		進路相談体制の充実		学校教育課	A	学級担任、進路指導主事を中心に、特別支援学校・ハローワーク等関係機関と連携を図りながら、保護者・生徒に対して適切な進路実現が図れるよう進路相談を行う。
159		介護体験研修		総合教育センター	C	教員としての資質向上を図るべく、様々な障がい者施設において体験的な研修を行う。
160	生涯学習活動の充実	出前講座の実施	23	障がい福祉課	A	市の出前講座において、市職員が講師となり、講義、手話講座、障がい者疑似体験キット・車いす・アイマスクを利用した体験学習等を実施する。
161		わいわい塾の開催	29 74	障がい福祉課	A	障がい者が地域住民と共に楽しめる各種レクリエーション等を提供し、障がい者が自主的に外出するきっかけを作るとともに、スポーツやレクリエーションなどの活動を通じて、障がい者とボランティアの相互理解を深める。 【具体的な事業内容】 毎年7月～3月まで毎月1回開催 障がい者・ボランティアにより構成された班編成で、クラフト・音楽会・いちご狩り等を行う。
162		障がい者サークル活動の育成	75	生涯学習課	B	(障がい者サークル活動の育成) 障がい者の自発的・自主的な学習・文化活動の振興を図るため、障がい者サークル活動への講師派遣等の協力を行う。
163		図書館サービスの充実	20 79	いわき総合図書館	B	障がい者のための点字図書、録音図書、大活字本等の貸出や対面朗読などを実施する。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
164	生涯学習活動の充実	文化施設のバリアフリー化の推進		文化振興課	B	障がいのある人が、障がいのない人たちとともに文化施設等を利用し、芸術文化を享受できるよう、既存文化施設の改善により、障がい者の利用を促進する。
165		スポーツ施設の改善		スポーツ振興課	B	障がいを持つ人も、障がいを持たない人ととともに、スポーツ・レクリエーション活動ができるよう、既存スポーツ施設の改善により、障がい者の利用を促進する。
166		スポーツ指導員の活用促進		スポーツ振興課	B	障がい者スポーツに対する市民の理解を高めるとともに、障がい者スポーツに係るボランティアの養成などに取り組む。

6 雇用・就業

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施状況及び今後の予定
167	就労支援及び生活支援策の推進	市職員の障がい者雇用の充実		職員課	A	市職員障がい者雇用拡充のため、一般の採用候補者試験とは別に、年齢要件を緩和した身体障がい者を対象とした特別枠試験の実施等に取り組む。また、正規職員のみでなく、嘱託職員についても積極的な雇用に努める。
168		地域自立支援協議会「就労支援部会の充実」	156	障がい福祉課	A	・関係機関等の緊密な連携に基づく学校卒業後の就労支援を行うため、地域自立支援協議会「就労支援部会」の充実を図る。 ・地域自立支援協議会「就労支援部会」による関係機関等の緊密な連携のもと、障がい者個々のニーズや適正に応じた一貫した就労支援を行う。
169		ジョブコーチの活用		障がい福祉課	B	障がい者の一般就労に向け、ジョブコーチとの連携による職業訓練や職場定着のための支援を円滑に行う。
170		授産収入の増加		障がい福祉課	A	授産活動における工賃をできるだけ増額するよう、事業者に働きかけるとともに、事業者の製品開発・販路拡大等の相談に応じる。
171		障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達の推進		障がい福祉課	A	障がい者就労施設や障害者を多数雇用している企業で就労する障がい者、及び在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めるため、本市における物品や役務の調達について、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進する。
172	多様な就労の場の提供	公共施設内での福祉の店の設置支援		総務課	A	本庁舎における福祉の店の設置を許可する。
173		チャレンジ雇用推進事業の実施		障がい福祉課	A	市が知的障がい者、精神障がい者又は発達障がい者を雇用し、事務作業や職場実習などの経験をふまえ、一般雇用をめざすもの。
174		企業向け手話講習会の開催		障がい福祉課	C	一般企業等向けに手話講習会を開催することにより、聴覚障がい者への理解向上とコミュニケーション支援の方法を習得することで、雇用環境の整備を図る。

No.	施策の基本的方向性	事業名	再掲	担当課	評価	実施内容
175	多様な就労の場の提供	障がい者雇用の促進	16	商業労政課	B	障害者雇用促進に関するポスターを掲示(9月)するほか、公共職業安定所等の関係機関と連携し、市ホームページ等を活用した各種広報啓発活動を実施する。
176		障がい者雇用率未達成企業の解消促進	17	商業労政課	B	産業及び雇用動向調査」において、毎年法定雇用率の達成状況等を調査するとともに、調査結果を市ホームページで公表し、併せて障がい者雇用に関する各種助成制度の周知を図る。
177		障がい者雇用促進事業	7	商業労政課	B	障がい者雇用に対する意識の醸成及び雇用促進を図ることを目的とし、障がい者の視線に立った雇用環境を整えるなど、社会意識の高い事業所を障がい者雇用優良企業として表彰するほか、市民や企業等を対象とした障がい者雇用促進講演会を行う。 また、障がい者法定雇用率未達成企業に対し、障がい者及び雇用制度に係るセミナーや特別支援学校、障がい者を積極的に雇用している事業所への見学会等を実施する。
178	一般就労への移行を促進するための支援の充実・強化	福祉施設から一般就労への移行促進		障がい福祉課	A	就労訓練を行う就労移行支援及び就労継続支援等の施設整備を行い、一般就労への移行を促進する。
179	福祉的就労の充実	授産製品の販路拡大		障がい福祉課	A	授産製品の販路拡大に向けた取り組みを実施する。 ○ホームページによる授産製品の紹介(授産製品ガイドのHPへの掲載) ○本市における障がい者就労施設等からの受注拡大についての推進 ○授産製品の販路拡大の方法と新たなサービスや商品開発についての検討

※ No.に記載がある*印については、前年度から増となったもの。

第4次いわき市障がい者計画

【基本理念】 「すべての市民が、相互に人格と人権を尊重し、支え合いながら、ともに生きる社会の実現」

【基本目標】

- 1 全ての市民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであること。
- 2 全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現すること。
- 3 可能な限り、その身近な場所において必要な支援を受けられること。
- 4 社会参加の機会を確保すること。
- 5 どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 6 社会的障壁を除去すること。

計画における4つの視点

【視点1】

アクセシビリティの向上

- (1) 「共に生きる社会」の理念普及
- (2) コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実
- (3) 障がいを理解するための福祉教育の推進
- (4) 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- (5) 就業支援及び生活支援施策の推進

【視点2】

障がい者の自己決定の尊重及び当事者本位の総合的な支援

- (1) 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- (2) 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- (3) 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- (4) 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進
- (5) 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進

【視点3】

障がいの種別、程度等を考慮した総合的なサービスの提供

- (1) 障がい福祉サービス等の充実
- (2) 障がいの早期発見・早期療育の充実
- (3) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (4) リハビリテーションと医療の充実
- (5) 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

【視点4】

関係機関、計画、施策との相互の緊密な連携

第4次障がい者計画は、『新・いわき市総合計画』を踏まえながら、『いわき市地域福祉計画』、『高齢者保健福祉計画』、『新・いわき市子育て支援計画後期行動計画』、『健康いわき21』等の本市の関連する諸計画と連携し、保健福祉をはじめとする様々な分野にわたる障がいのある方に関する施策を総合的に推進するための計画として策定します。

6つの施策分野

啓発・広報

各分野に位置づけられる施策の基本的方向性

- ア 「共に生きる社会」の理念普及
- イ 障がい特性に配慮した一層の理解促進
- ウ 多様な媒体を活用した啓発・広報の推進
- エ 障がいを理解するための福祉教育の推進
- オ 障がい福祉サービス等に係る情報提供の充実
- カ ボランティア活動の推進
- キ 権利擁護、成年後見制度に関する啓発及び推進

生活支援

- ア 当事者本位の相談支援、生活支援体制の整備
- イ 障がい者ケアマネジメント体制の確立
- ウ 障がい福祉サービス等の充実
- エ 地域移行の推進
- オ 障がい者スポーツ、文化芸術活動の振興
- カ コミュニケーション及び意思疎通支援体制の充実

保健・医療

- ア 障がいの早期発見・早期療育体制の一層の充実
- イ 障がいの原因となる疾病等の予防
- ウ リハビリテーションと医療の充実
- エ 精神保健福祉の推進
- オ 障がい特性に応じた地域保健事業の充実

生活環境

- ア 住宅、建築物等のバリアフリー化の推進
- イ 地域における暮らしの場の確保
- ウ 施設等における安全体制の確保
- エ 災害発生時における支援体制の確保
- オ 地域における日ごろの防災、防犯体制の推進

教育・育成

- ア 一貫した療育支援体制の充実
- イ 障がい児保育、特別支援教育充実のための人材育成
- ウ 「個別の教育支援計画」を活用した特別支援教育の推進
- エ 社会的及び職業的自立の促進
- オ 生涯学習活動の充実

雇用・就業

- ア 就業支援及び生活支援施策の推進
- イ 多様な就労の場の確保
- ウ 一般就労への移行促進の支援体制の充実
- エ 福祉的就労の充実

第4期いわき市障害福祉計画

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条に基づき、国が定めた基本指針に則して、本市における障害福祉サービス、障害児通所支援及び相談支援並びに地域生活支援事業を提供するための体制の確保が、総合的かつ計画的に図られるようにするために策定。

障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定める障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（市町村障害福祉計画）として、現在、本市において、『第3期障害福祉計画』（平成24年度～26年度）を策定していますが、第3期障害福祉計画の最終年度と『次期（第4期）障害福祉計画』（平成27年度～29年度）の3年間の合計4年間分について、本障がい者計画の前期4年間（平成26～29年度）の障害福祉サービス等の提供に係る実施計画として位置づけ。

障害福祉サービス等（活動指標）

市民啓発事業
自発的活動支援事業
成年後見制度利用支援事業
成年後見制度法人後見支援事業
点字広報・議会だより発行事業
手話奉仕員養成研修事業
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

居宅介護等
生活介護
自立訓練
短期入所
施設入所支援
計画相談支援
地域移行支援
地域定着支援

相談支援事業
意思疎通支援事業
日常生活用具給付等事業
手話奉仕員養成研修事業（再掲）
移動支援事業
地域活動支援センター事業
訪問入浴サービス事業
点字指導員派遣事業
日中一時支援事業
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（再掲）
登録手話通訳者等養成研修事業
障害児（者）地域養育支援事業
児童発達支援センター地域支援機能強化事業

療養介護
児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障害児相談支援
障害児（者）地域養育支援事業（再掲）

共同生活援助
計画相談支援（再掲）
地域移行支援（再掲）
地域定着支援（再掲）
知的障害者福祉ホーム

児童発達支援
放課後等デイサービス
保育所等訪問支援
障害児相談支援
障害児（者）地域養育支援事業（再掲）
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（再掲）

就労継続支援
就労移行支援
更生訓練費給付事業

成果目標

【成果目標1】

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

【成果目標2】

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

【成果目標3】

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

【成果目標4】（※福島県が策定）

入院中の精神障がい者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少